

「土佐市立高岡中学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、同時に他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(いじめ定義の確認)

「いじめとは、本校生徒に対して、同じく本校の一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう」

2 いじめ防止対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- 1) 本校の学校教育目標に示す、「認め合い、自分を見つめ、将来を考えながら、力が発揮できる生徒」を育み、全ての教育活動を通して、心身の健全な成長を図る。
- 2) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 3) 互いに尊重しあう支持的な基盤のある学級づくりを進めるために、生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を高める教育活動を推進する。
- 4) 保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- 5) いじめが刑事罰の対象となり得ることを理解させ、刑罰対象の裁判事例等を示しながら、人権意識を育てる。
- 6) 多様な個性を認めあいながら協力し合う集団を育成するために、縦割り班掃除を実施する。
- 7) いじめ防止に関わって行われている「高知家」生徒会サミットの取組や実践交流を積極的に参考にし、自他を大切にする行動が主体的にとれる生徒集団をめざしていく。

② いじめの早期発見のための措置

- 1) いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する「いじめアンケート」を毎学期、年3回実施する。(同時期にQ-Uアンケートも実施し、より詳細な生徒理解を行う)
- 2) 「いじめアンケート」実施後に、担任・学年団教員との全生徒悉皆面談を実施する。
- 3) 上記、アンケート・面談結果の全体共有は職員会でを行うが、いじめに係る訴えがあった際には直ちに対策を相談できるよう体制の整備を行う。

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- 1) いじめ防止対策等に関する情報交換を行う。(職員会議)(職員朝礼)
- 2) スクールカウンセラー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上に向けた校内研修を実施する。
- 3) 日常的な生徒理解に努め、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- 1) インターネットを通じて発信される情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他の特性について ICT教育や情報モラル教育を推進する。
- 2) インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、警察等関係機関と連携し、情報モラル研修会等を実施する。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- 1) いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。
 - < 構成員 > 校長、教頭、生徒指導、道徳主任、養護教諭、スクールカウンセラー、
 - < 活動 > 毎朝の生徒理解やいじめアンケート、Q-U 調査結果の共有並びに教育相談・教職員研修に関すること及び、いじめ事案に対する対応に関すること
 - < 開催 > 月1回を SC 派遣日に定例会を実施。(いじめ事案発生時は随時開催)

② いじめに対する措置

- 1) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- 2) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。心的外傷ストレスのケアを含め、関係生徒はいずれも SC の面談を行う。
- 3) いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習をさせる措置を講ずる。
- 4) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、土佐市教育委員会及び土佐警察署と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月 文部科学省)に沿って対応する。生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、土佐市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 児童生徒の生命に関わるような緊急事案の発生時には、緊急学校支援チーム等の派遣を県に要請する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめ事案に対する実態把握及び措置を適切に行うため、学校評価における次の2点により適正に自校の取組を評価する。(学校評価アンケート⇒学校評価書:学校関係者評価委員会)

- ① いじめの未然防止や早期発見に関する取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること